

湖 人 第 1 3 7 号
令和 8 年 (2026 年) 3 月 12 日

行政事務取扱委員 様

湖南省長 松 浦 加 代 子
(公 印 省 略)

湖南省同和地区照会差別発言事件に学ぶ市民等学習会への参加について (依頼)

日頃は、本市人権行政に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、部落差別の解消の推進に関する法律や湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例等に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別や人権侵害をなくすため、各種施策を実施しております。

しかしながら、残念なことに部落差別は形を変えながら現在も存在しております。

令和 2 年 11 月、市民課窓口において同和地区を問い合わせる差別事件が発生したことを受け、このたび、行為者への啓発と市民の気付きを促すため、学習会を開催することとなりました。この学習会を通して、部落差別のない社会の実現をめざしていきたいと考えております。

つきましては、ご多用のこととは存じますが、各区から 1 名以上のご参加をいただき、各区における学習につなげていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 日時 令和 8 年 (2026 年) 3 月 23 日 (月) 午後 7 時～午後 9 時
(受付：午後 6 時 30 分～)
2. 会場 湖南省共同福祉施設 (サンライフ甲西) 2 階 大ホール
(湖南省中央一丁目 1 番地 1)
3. 内容 公益財団法人反差別・人権問題研究所みえ
常務理事兼事務局長 松村元樹さんによる講演

問い合わせ先

湖南省総務部 市民生活局 人権擁護課

担当：堀田、小林

電話：0748-71-2322 FAX：0748-72-3788

メールアドレス：jinken@city.shiga-konan.lg.jp

1. 目的

昭和 40 年（1965 年）に同和対策審議会答申が出されてから 60 年余りが経過しました。同和対策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と示され、今日まで部落差別解消に向けた取組を行ってきましたが、部落差別は形を変えながら現在も存在しています。その後も様々な法律が施行されてきましたが、残念ながら未だに根本的な解決には至っていません。今回発生した市役所窓口での同和地区照会差別発言事件についても、行為者の偏見や誤った認識が差別発言に繋がっていることは明確で、社会に根強く部落差別が残っていることが表面化しました。今後改めて、これまでの人権・同和教育や啓発活動の内容を検証し、このような事件が繰り返されないよう、関連団体とともに協力して取り組む必要があると痛感しています。

このことから、行為者への啓発と市民の気付きを促すため、この学習会を開催し、この差別発言事件を通して、差別への気付きと部落差別のない社会を実現することをめざします。

2. 日時

令和 8 年（2026 年）3 月 23 日（月）午後 7 時～午後 9 時

3. 場所

湖南省共同福祉施設（サンライフ甲西）2 階 大ホール
（湖南省中央一丁目 1 番地 1）

4. 内容

公益財団法人反差別・人権問題研究所みえ
常務理事兼事務局長 松村元樹さんによる講演

5. 主催等

湖南省同和地区照会差別発言事件に学ぶ市民等学習会実行委員会（構成団体：湖南省、滋賀県、滋賀県人権センター、部落解放同盟滋賀県連合会、部落解放同盟びわこ南部地域協議会、部落解放同盟滋賀県連合会甲西支部）

6. 参加対象

市民、行政職員、関係団体、その他参加を希望する人